

# 一般事業主行動計画策定・変更届 記入例

行動計画を策定した場合や、既に策定した行動計画を変更した場合は、この様式に記入して、主たる事務所を管轄する都道府県労働局雇用均等室に提出してください。

常時雇用する労働者が301人（平成23年4月1日以降は101人）以上である場合は「第1項」に○を、300人（平成23年4月1日以降は100人）以下である場合には「第4項」に○をつけてください。

行動計画を策定した旨の届出をする場合は「策定」に○を、既に届出をした行動計画の変更の届出をする場合は「変更」に○をつけてください。

この届出を提出する日を記入してください。

届出を行う事業主の氏名（記名押印または自筆による署名）又は名称、住所、電話番号を記入してください。  
法人の場合は、法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名（記名押印または自筆による署名）、主たる事務所の電話番号を記入してください。

様式第一号（第一条の二及び第二条関係）（第一面） （日本工業規格A列4）

一般事業主行動計画策定・変更届

届出年月日 平成 年 月 日

都道府県労働局長 殿

一般事業主の氏名又は名称 **株式会社 両立産業**  
 （法人の場合）代表者の氏名 **代表取締役 藤原 杉子**  
 住 所 **〒100-0000 東京都千代田区両立1-2**  
 電 話 番 号 **03-1234-5678**

一般事業主行動計画を（策定・変更）したので、次世代育成支援対策推進法第12条（第1項・第4項）の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 常時雇用する労働者の数 40

2. 一般事業主行動計画を（策定・変更）した日 平成21年 4月 1日

3. 変更した場合の変更内容  
 ① 一般事業主行動計画の計画期間  
 ② 目標又は次世代育成支援対策の内容（既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限り。）  
 ③ その他

4. 一般事業主行動計画の計画期間 平成21年 4月 1日 ~ 平成23年 3月 31日

5. 目標  
 ① 雇用環境の整備に関するものを定めている  
 ② ①以外の次世代育成支援対策に関するものを定めている  
 ③ ①と②の両方を定めている

6. 一般事業主行動計画の公表の方法  
 ① インターネットの利用（自社のホームページ・両立支援のひろば・その他（ ））  
 ② その他の公表方法（ ）

7. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法  
 ① 事業所内の見やすい場所への掲示又は備え付け  
 ② 書面による労働者への交付  
 ③ 電子メールによる送信  
 ④ その他の周知方法（ ）

8. 次世代育成支援対策の内容（第三面に記載すること）

9. 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定の申請をする予定（有・無・未定）

該当するものに○をつけ、その日を記入してください。

該当するものに○をつけてください。  
①と②に該当するもの内容は、様式裏面の「次世代育成支援対策の内容として定めた事項」欄を参考にしてください。  
なお、認定を受けるためには、この欄が①又は③であることが必要です。

この届出書を提出する日又は提出前の1か月以内のいずれかの日の常時雇用する労働者数（雇用契約の形態を問わず、事実上期間の定めなく雇用されている労働者数）を記入してください。

計画期間を記入してください。  
なお、認定を受けるためにはこの期間が2年間～5年間であることが必要です。

認定を希望するかどうかについて、該当するものに○をつけてください。なお、ここで「無」に○をつけた場合でも、認定申請ができなくなるわけではありません。

① 平成21年4月1日以降に、一般事業主行動計画の策定・届出義務のある企業が一般事業主行動計画を策定又は変更する場合は、6. 及び7. を必ず実施する必要があります。  
 ② 一般事業主行動計画の策定・届出が努力義務の企業は6. 及び7. を実施している場合のみ記載してください。  
 ③ 努力義務の企業であっても、平成21年4月1日以降に策定又は変更した行動計画について認定を受ける場合は、6. 及び7. を必ず実施する（原則として、概ね3か月以内に公表及び労働者への周知を行う）必要があります。

※届出様式の裏面は、策定または変更した行動計画の内容について「行動計画策定指針」に掲げられている項目のうち該当するものに○をつけてください。

策定した行動計画の内容として該当するものに○をつけてください。  
 変更の届出の場合は、変更後の行動計画の内容に該当するものにすべて○をつけてください。

様式第一号（第一条の二及び第二条関係）（第三面）

行動計画策定指針の事項	次世代育成支援対策の内容として定めた事項	
1 雇用環境の整備に関する事項	ア 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施	
	イ 子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進	
	ウ 育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施	
	エ 育児休業取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以上を促進するための措置の実施	
	オ 育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項	
	カ 子どもを育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施	
	キ 子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助の措置の実施	
	ク 労働者が子どもの看護のための休暇を取得できる制度の導入	
	ケ 希望する労働者に対する勤務地、担当業務の限定制度の実施	
	コ 子育てを行う労働者の社宅への入居に関する配慮、子育てのために必要な費用の貸付けの実施など子育てをしながら働く労働者に配慮した措置の実施	
	サ 育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知	
	シ 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施	
	その他	←
	ア 所定外労働の削減のための措置の実施	←
	イ 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施	←
	ウ 多様な働き方の選択肢を拡大するための短時間勤務や隔日勤務の導入	←
	エ 情報通信技術（IT）を利用した場所・時間にとられない働き方の導入	←
オ 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修の実施	←	
その他	←	
2 1以外の次世代育成支援対策に関する事項	(1) 託児室・授乳コーナーや乳幼児と一緒に利用できるトイレの設置等の整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等各種の子育て支援サービスの場の提供	
	(2) 地域において子どもの健全育成のための活動等を行うNPO等への労働者の参加を支援するなど、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施	
	(3) 子どもが保護者である労働者の働いているところを見ることができ「子ども参観日」の実施	
	(4) 労働者が子どもとの交流の時間を確保し、家庭の教育力の向上を図るため、企業内において家庭教育講座等を地域の教育委員会等と連携して開設する等の取組の実施	
	(5) 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進	
その他	←	

雇用環境の整備に関する取組です。  
 認定を受けることを希望する場合は、行動計画の内容をこの部分に該当する事項が記述されていなければなりません。

雇用環境の整備以外の取組です。  
 これらの事項だけを内容とする行動計画を策定しても、認定の対象とはなりません。

挙げられている項目のどれにも該当しない事項を行動計画に定めた場合は、「その他」に○をつけ、その概要を記入してください。